

伏見区区民活動支援事業補助金交付取扱基準

以下の取扱いは、当該年度中に必要となった事業経費のみとし、申請団体の運営に要する経費は一切対象外とする。

経費の種類	対象とする経費	対象としない経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・司会者、講師等に対する謝礼（1名当たり上限1時間1万円かつ1日5万円） ・司会者、講師等の交通費の実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の構成員に対する謝金（ただし、専門性を有するものは1名当たり年間5万円までは対象とする） ・行政機関の職員等に対する謝金
会場等使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の会場となる施設の使用料 	
会場等整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・音響、照明等の設備費 ・舞台、装飾等の設営費 ・会場の光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売等、主に営利を目的とする施設の整備費（模擬店のテント代等）
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要となった送料（DM等の発送にかかる経費、はがき・切手の購入経費等） ・会場への物品の搬入、搬出に係る費用（レンタカー代、ガソリン代等） ・銀行の振込手数料 	
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシ、リーフレット等の印刷費（デザイン料含む） 	
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に係る経費 ・関連ホームページ作成経費 	
物品購入費 (単価3万円未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・文具類等消耗品費 ・啓発目的で広く配布する簡素な物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人給付に類するもの（抽選会の景品・参加賞等）
備品購入費 (単価3万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要不可欠であると特に認められるもの（※申立書の提出が必要） ・小規模枠は備品購入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用性が高く、流用が可能なもの（デジタルカメラ、パソコン類、その他周辺機器等）
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師用や会議用のお茶・水代 ・イベント等に必要となる材料費（特に必要と認められる場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプション経費、打ち上げ経費等
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート等の調査委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の構成員が属する団体等への委託費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要となった申請団体の構成員及び運営スタッフの旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の旅費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に係る保険料（ボランティア保険等） 	